

## 田舎館村農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和8年2月10日（火）午前8時58分から午前9時17分

2 開催場所 田舎館村役場3階「第1・2委員会室」

3 出席委員

農業委員（7名）

会 長	10番	白戸	陽平
委 員	2番	中山	稔
	5番	阿部	雄一郎
	6番	須藤	和
	7番	福原	義明
	8番	福士	正芳
	9番	工藤	浩司

農地利用最適化推進委員（6名）

担当区域1	工藤	秀範
担当区域2	佐藤	文裕
担当区域3	鈴木	秀樹
担当区域4	白戸	卓郎
担当区域5	工藤	成幸
担当区域6	鈴木	哲也

4 欠席委員（3名）

1番	中山	静子
3番	田澤	一
4番	浅利	進

## 5 議事日程

第1 議事録署名者の指名

第2 会議書記指名

第3 議案審議

議案第 5号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可  
について

議案第 6号 田舎館村農作業臨時雇用標準賃金について

報告第 4号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理につい  
て

報告第 5号 使用貸借合意解約書の受理について

報告第 6号 農用地利用集積等促進計画の認可について

## 6 農業委員会事務局職員

事務局長 工藤 和裕

事務局次長 鈴木 弘和

主 事 鹿内 日愛

## 7 会議の概要

事務局 ただいまより、2月の定例総会を開催いたします。  
はじめに田舎館村農業委員会憲章の唱和を行います。

会 長 田舎館村農業委員会憲章、（憲章唱和 以下略）

事務局 会長よりあいさつがあります。

会 長 （会長あいさつ 以下略）

それでは、会議を始めたいと思います。本日の出席委員数は、農業委員  
7名、推進委員6名です。田舎館村農業委員会会議規則第6条により会議  
が成立します。

議事録署名者の指名を行います。5番の阿部雄一郎委員と6番の須藤和  
委員を指名します。

書記には、事務局の工藤・鈴木の両名を任命します。

議案に入ります。

議案第5号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可につ  
いて」を議題といたします。

農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があ

ったので、審議を求めるものであります。  
事務局より説明願います。

事務局 議案第5号について説明いたします。  
今月の農地法第3条の許可件数は、所有権移転が5件、賃貸借権設定が2件です。  
3ページをお開きください。  
所有権移転の整理番号5番は、川部上川原の畑、771㎡です。  
譲渡人が農地を手放したいと考えていたところ、譲受人が取得を申し出たことから、双方協議の上、贈与することとなったものです。  
整理番号6番は、境森東栄田の田1筆、境森佃の田4筆の合計14,872㎡です。  
譲受人は、弘前市を中心に耕作している農業法人です。  
譲渡人の子である●●●●さんが、この農業法人の関連会社の社員になっており、その繋がりで行った今回の売買に至ったものです。  
整理番号7番は、境森東栄田の田、818㎡です。  
整理番号6番と同様の経緯により所有権移転することとなったものです。  
4ページをお開きください。  
整理番号8番は、枝川川原の畑1筆、枝川川部の田3筆の合計4,315㎡です。  
譲渡人は当該農地を手放したい意向であったため、あっせんの申し出が上がっていた農地です。  
また、譲受人は新規就農者で、農地を探していたことから、今回の売買に至ったものです。  
作付けは、水稻及び自家野菜となっております。  
なお、申請にあたって、事前に委員による面談を実施しております。  
整理番号9番は、大曲船橋の畑2筆、合計1,308㎡です。  
譲渡人は、相続により農地を取得しましたが、自身では管理が行き届かないため、譲受人に申し出て売買することとなったものです。  
りんごの作付けを予定しております。  
5ページをお開きください。  
賃貸借権設定の整理番号10番は、畑中樋口の田2筆、合計3,012㎡です。  
前の借受け人が耕作できなくなったことから、近隣を耕作している賃借人に申し入れて貸借することとなったものです。  
整理番号11番は、畑中藤巻の畑、804㎡です。

賃貸人は、自らが耕作することができないため、受け手を探していたところ、近隣の農家から賃借人を紹介されたものです。

賃借人は、これまでも当該農地の近隣のりんご畑に手伝いに来ており、今回の紹介を受けて新規就農することとしたものです。

申請にあたって、委員による面談を実施しております。

また、耕作するにあたっては、今回の仲介人の農家から栽培技術や経営管理についてのアドバイスを受けながら営農を行う予定です。

以上の案件は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。

以上で説明を終わります。

会 長 議案の審議に入ります。  
議案第5号に対して、意見、質問等ありませんか。

2番委員（中山 稔）

3ページの整理番号6番と7番について、譲渡人は親子関係だと思えますが、譲渡人の耕作面積は同じですね。

親と子を分けて売買しないといけない理由は为什么呢。

事務局（鈴木）

これは土地の名義が●●さんの名義と●●さんの名義に分かれていますので、このような記載になっています。

2番委員（中山 稔）

そうすれば、譲渡人の耕作面積がいっしょでも大丈夫なものですか。

事務局（鈴木）

耕作面積については、経営体としての面積を記載しているので、家族であればその世帯の耕作面積で記載されます。

会 長 その他ありませんか。

委 員 （ありませんの声）

会 長 ないようですので、議案第5号は原案のとおり決定することとします。  
次に議案第6号「田舎館村農作業臨時雇用標準賃金について」を議題といたします。

令和8年農作業臨時雇用標準賃金を別紙のとおり策定したので、審議を求めるものであります。

事務局より説明願います。

事務局 議案第6号について、説明いたします。

7ページをお開きください。

青森県の最低賃金が時給953円から1,029円に改正されたことから、1日の労働時間を8時間として計算し、1日当りの農作業賃金を7,700円から8,300円に引き上げております。

「水稻苗箱」、「コンバイン」、「畦塗機」につきましては、農協の料金に合わせて設定しております。

議案が承認されましたら、農地の賃借料情報も含め、村の広報誌とホームページで公開することとします。また、農事連絡員を通して、農家への配布を行いたいと思います。

以上で説明を終わります。

会 長 議案の審議に入ります。

議案第6号に対して、意見、質問等ありませんか。

推進委員（鈴木 秀樹）

時給にすると1,029円の計算でいいですか。

例えば、半日とか5時間とかの場合はどういった勘定になればいいのかなど。

事務局（工藤）

そこは当事者同士で決めてもらえればと思います。

会 長 その他ありませんか。

委 員 （ありませんの声）

会 長 ないようですので、議案第6号は原案のとおり決定いたします。

次に報告事項に入ります。

報告第4号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」を事務局から説明願います。

事務局 報告第4号は、農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙のと

おり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告するものです。

9ページをお開きください。

整理番号9番は、賃借人の経営見直しにより解約するものです。

新たな貸借については、5ページの整理番号10番のとおりです。

次に、整理番号10番は、所有権移転のための解約です。

整理番号11番及び次のページの整理番号12番は、賃借人の経営見直しによる解約です。

今後、中間管理を通して新たな受け手と貸借をする予定です。

以上です。

会 長 ただいまの報告について、質問等ありませんか。

委 員 （ありませんの声）

会 長 ないようですので、報告第4号を終わります。

次に、報告第5号「使用貸借合意解約書の受理について」を事務局から説明願います。

事務局 報告第5号は、別紙のとおり使用貸借合意解約書を受理したので報告するものです。

12ページをお開きください。

整理番号1番は、所有権移転のための解約です。

所有権移転については、3ページの整理番号6番のとおりです。以上です。

会 長 ただいまの報告について、質問等ありませんか。

委 員 （ありませんの声）

会 長 ないようですので、報告第5号を終わります。

次に、報告第6号「農用地利用集積等促進計画の認可について」を事務局から説明願います。

事務局 報告第6号は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定に基づき知事の認可を受け、同条第7項の規定により通知書を受理したので報告するものです。

今月は、一括方式による所有権移転が2件、賃貸借権設定が26件です。

10月の定例総会において、農用地利用集積等促進計画案に対する意見について審議された案件です。

県の認可、公告日については、所有権移転が12月19日付け、賃貸借権設定が12月26日付けとなっております。

以上で説明を終わります。

会 長     ただいまの報告第6号について、質問等ありませんか。

委 員     (ありませんの声)

会 長     ないようですので、報告第6号を終わります。

以上で、今日の総会の議案は、全て終了しました。ありがとうございました。